

## 食品衛生関係行政処分等事務処理要領

### I 総則

- 第1 目的
- 第2 基本原則
- 第3 定義

### II 行政処分に係る事務手続き

- 第4 違反事実の確認
- 第5 行政処分の決定
- 第6 行政処分の執行

### III 行政処分の基準及び内容

- 第7 行政処分の基準
- 第8 食中毒等に関する措置
- 第9 違反食品等に対する措置
- 第10 比較的軽微な違反に対する措置
- 第11 緊急を要する場合の措置
- 第12 衛生法に基づく営業許可の取消し
- 第13 衛生法に基づく営業の禁止
- 第14 衛生法に基づく営業の停止
- 第15 衛生法に基づく措置命令
- 第16 衛生法に基づく改善命令
- 第17 衛生法に基づく検査命令
- 第18 準用
- 第19 表示法に基づく指示に係る措置命令
- 第20 表示法に基づく回収等命令

### IV 雑則

- 第21 違反食品等の転用
- 第22 行政処分の履行確認
- 第23 行政処分の解除
- 第24 行政処分結果の記録
- 第25 その他必要な措置
- 第26 弁明の機会の付与
- 第27 聴聞
- 第28 告発

#### 別表 行政処分の基準

- 別記様式第1号（営業停止・禁止・取消し命令書）
- 別記様式第1号の2（食事の供給禁止・停止命令書）
- 別記様式第2号（廃棄命令書）

別記様式第3号（措置命令書）  
別記様式第4号（回収命令書）  
別記様式第5号（廃棄実施予定報告書）  
別記様式第6号（施設又は設備の改善命令書）  
別記様式第6号の2（施設又は設備の改善命令書）  
別記様式第7号（解除命令書）  
別記様式第8号（改善指導通知書）  
別記様式第9号（始末書）  
別記様式第10号（弁明の機会の付与について（通知））  
別記様式第11号（聴聞について（通知））

## I 総則

### （目的）

第1 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「衛生法」という。）第59条から61条まで又は食品表示法（平成25年法律第70号、以下「表示法」という。）第6条に基づき、回収、業務の停止命令その他の処分を行う場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政処分等の公正な実施を図ることを目的とする。

### （基本原則）

第2 行政処分は、事前の調査を的確かつ迅速に実施し、危害の除去、危害の発生の防止または拡大の防止を図るため行うものでなければならない。

2 行政処分の軽重は、その事例が社会、公共に及ぼす影響の度合い等に相応したものであって、必要最小限度のものでなければならない。

3 処分にあつては、その実効性を確保するために必要な処置を的確かつ厳正に行わなければならない。

4 違反に至った状況等を斟酌した結果、行政処分に至らない場合であっても、必要に応じその他必要な措置を講じること。

### （定義）

第3 この要領において「行政処分」とは、次の各号に掲げる命令その他の処分をいう。

#### （1）衛生法

ア 措置命令 衛生法第59条（衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む）の規定に基づき営業者又は食品衛生監視員に食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。

イ 営業許可の取消し 衛生法第60条又は61条の規定に基づき衛生法第55条第1項の許可を受けた者の許可を取り消すこと。

ウ 営業の禁止 衛生法第60条又は第61条（衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む）の規定に基づき営業者に対し、営業の全部若しくは一部を禁止すること。

エ 営業の停止 衛生法第 60 条又は第 61 条（衛生法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む）の規定に基づき営業者に対し、期間を定めて営業の全部若しくは一部を停止すること。

オ 改善命令 衛生法第 61 条（衛生法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む）の規定に基づき許可業者に対し、衛生法第 54 条の規定による施設基準に適合させるよう命ずること。

## (2) 表示法

ア 指示に係る措置命令 表示法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき食品関係事業者等に対し、表示法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品を販売し、又は表示法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守すべき旨の指示に係る措置をとらなかつたときに、表示法第 6 条第 5 項の規定に基づきその食品関連事業者等に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

イ 回収等命令 表示法第 6 条第 8 項の規定に基づき食品関連事業者等に対し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品又は添加物の回収その他必要な措置を取るべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

- 2 この要領において「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」、「食品衛生」、「営業」及び「営業者」とは、衛生法第 4 条各項にそれぞれ規定された用語の定義による。
- 3 この要領において「食品関連事業者等」とは、表示法第 2 条第 3 項に規定された用語の定義による。
- 4 この要領において「衛生及び保健事項」、「保健事項」、「特定事項」とは、食品表示法の執行マニュアル（平成 27 年 3 月消費者庁）（以下「マニュアル」という。）にそれぞれ規定された用語の定義による。
- 5 この要領において「違反食品等」とは、衛生法第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項の規定に違反する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は表示法第 5 条の規定に違反する食品若しくは添加物をいう。ただし、本要領で規定するのは表示法のうち、衛生事項又は特定事項（保健事項は除く。）に係るものに限る。

## II 行政処分に係る事務手続き

（違反事実の確認等）

第 4 食品衛生監視員は、衛生法第 28 条第 1 項、衛生法第 30 条第 2 項及び表示法第 8 条第 1 項の職務に関し、衛生法又は表示法に違反する事実（以下「違反事実」という。）を探知又は発見したときは、直ちに営業の場所、事務所、倉庫その他の場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査するとともに、営業者等から事情聴取を行うこと等により、違反事実を確認するものとする。

2 前項の違反事実の確認は、次の各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 試験検査を要するものにあつては、その検査成績書
- (2) 証拠を必要とするものにあつては、証拠となる物件

(3) 監視指導結果に係る証拠書類

食品衛生法施行条例（平成 11 年長野県条例第 51 号。以下「施行条例」という。）第 4 条に規定する施設基準に違反するもの及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）第 66 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は長野市食品衛生法施行条例（平成 12 年長野市条例 6 号）第 2 条に規定する公衆衛生上必要な措置に違反するものにあつては、別紙 1 食品衛生監視指示票

(4) その他関係帳簿書類

3 違反事実の確認時期は、原則として次のいずれかの要件を満たしたときとする。ただし試験検査を要するものにあつては、結果が判明したときとする。

(1) 患者の発生があり、その疾病が食中毒であると確認されたとき

(2) 原因食品が特定又は推定可能となったとき

(3) 責任（原因施設及び原因業者）の所在が明らかとなったとき

4 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条に基づく保健所の長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

5 保健所長は、前項の報告を受けたときは、不良（不正）食品等処理要領（平成 12 年 1 月 17 日制定）、食中毒処理要領（平成 15 年 7 月 1 日制定）、食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等の指針（平成 27 年 3 月消費者庁）（以下「命令等の指針」という。）及びマニュアルに基づき措置を講ずることとする。

（行政処分の決定）

第 5 保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、検査命令、廃棄命令、措置命令、営業若しくは業務の禁止及び停止、又は改善命令を行う必要があると認めるときは、時機を失することなく処分を決定するものとする。

（行政処分の執行）

第 6 行政処分は、命令書を営業者等に手交することにより行うものとする。

### III 行政処分の基準及び内容

（行政処分の基準等）

第 7 衛生法第 59 条、第 60 条若しくは第 61 条又は表示法第 6 条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準（以下「基準表」という。）の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。

2 この要領中の基準表は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項及び長野市行政手続条例（平成 7 年長野市条例第 41 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定めた処分基準とする。

3 衛生法第 59 条、第 60 条若しくは第 61 条に基づく行政処分をしようとする場合には、命令書に処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事項を具体的に明示するほか、営業停止命令にあつては、営業停止の日数を決定した根拠を併せて明示するものとする。

（食中毒等に対する措置）

第 8 食中毒等健康被害が生じた違反その他重大な違反に対しては、その原因の除去及び衛生上の措置が図れるまでの間、原則として、基準表に基づき必要な行政処分を行うものとする。

（違反食品等に対する措置）

第 9 不良（不正）食品等処理要領、食中毒処理要領、食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等の指針（平成 27 年 3 月消費者庁）及びマニュアルに基づき処置を講ずることとする。ただ

し緊急を要するものにあつては、この限りでない。

(比較的軽微な違反に対する措置)

第10 比較的軽微な違反に対する措置は、原則として前条に定めるところによる。ただし、非常に軽微な違反であつて、即座に違反状態を改善できる場合は、口頭による指導にとどめることができる。

(緊急を要する場合の措置)

第11 保健所長は、食品衛生上の危害を除去するために緊急の必要があると認めるときは、営業者に対し食品衛生監視員によって口頭で衛生法第59条又は表示法第6条第8項に基づく当該危害を除去するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の口頭による命令を行った場合には、事後、速やかに文書をもってその命令内容を被処分者に通知するものとする。

(衛生法に基づく営業許可の取消し)

第12 営業許可の取消しは、営業者が営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

2 営業許可の取消しは、別記様式第1号(営業許可取消し命令書)により行うものとする。

(衛生法に基づく営業の禁止)

第13 営業の禁止は、期間を定めては違反状態を除去することができない場合又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。

2 営業の禁止処分は、別記様式第1号(営業禁止命令書)により行うものとする。

(衛生法に基づく営業の停止)

第14 営業停止の期間は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。

- (1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数
- (2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数
- (3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数
- (4) 従業員の教育、衛生措置基準等の遵守に要する日数
- (5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数
- (6) (1) から (5) に係る保健所による確認に要する日数

2 営業停止命令は、別記様式第1号(営業停止命令書)により行うものとする。

(衛生法に基づく措置命令)

第15 措置命令の内容は、次のとおりとする。

(1) 廃棄命令

ア 保健所長は、違反食品等の改善、返品等によって衛生法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第20条の規定又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した状態を解消できない場合には、営業者に対し当該違反食品等の廃棄を命ずるものとする。

イ 廃棄命令は、別記様式第2号(廃棄命令書)により行うものとする。

ウ 違反食品等を当該営業者に廃棄させることが不適当なとき、緊急を要するとき、又は営業者が廃棄命令に従わないときは、保健所長は食品衛生監視員に廃棄させることができる。

(2) 販売禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等を廃棄処分にする必要がなく再製、転用、返品等が可能であると認められる場合で販売の目的で陳列又は保管されている等販売の禁止を行う必要がある場合には、営業者に対しそれらの販売の禁止を命ずるものとする。

イ 販売禁止命令は、別記様式第3号（措置命令書）により行うものとする。

ウ 違反食品等は次のとおり取り扱うこととする。

（ア）再製

食品として再製が可能であり、再製後の検査等で食品衛生法上問題ないと認められる場合については、再製品の使用又は販売を認めるものとする。

（イ）転用

食品以外の用途に転用が可能であり、かつ転用が妥当と判断できる場合については、転用を認めるものとする。

（ウ）返品

販売店等で違反食品等を保管しており返品する必要がある場合に行うものとする。

（3）使用禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等が製造、加工、調理等の目的で使用されている場合には、営業者に対しそれらの使用の禁止を命ずるものとする。

イ 使用禁止命令は、別記様式第3号（措置命令書）により行うものとする。

ウ 違反食品等の取り扱いは（2）に準じて行う。

（4）移動禁止命令

ア 保健所長は、違反食品等の現状保管を必要とする場合には、営業者に対しそれらの移動の禁止を命ずるものとする。

イ 移動禁止命令は、別記様式第3号（措置命令書）により行うものとする。

（5）回収命令

ア 保健所長は、違反食品等が現に販売、製造の過程で流通している場合には、それらの回収を命ずるものとする。

イ 回収命令は、別記様式第4号（回収命令書）により行うものとする。

（6）取扱改善命令

取扱改善命令は、別記様式第3号（措置命令書）により行うものとする。

（7）その他、食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとる命令

保健所長は、（1）から（6）のほか、営業者に対して、必要に応じて営業施設の整備改善命令、輸入食品等における本国への積みもどし命令等を行うものとする。

2 前項（2）、（3）、（4）の販売禁止命令、使用禁止命令及び移動禁止命令を執行するに当たっては、食品衛生監視員は、違反食品等の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を確認の上、飲食、使用又は販売の用に供されることのないよう不良食品等処理要領の8の(2)アの「保管請書」（処理要領 様式第3号）を徴し、廃棄処分等の処分執行が完了するまでの間保管させるものとする。ただし、自主的に廃棄する場合、当該違反食品等が腐敗、変敗等により処分執行までの間保管することが困難であると認められるときは別記様式第5号（廃棄実施予定報告書）を徴し廃棄させることができる。

（衛生法又は条例に基づく改善命令）

第16 施設又は設備の改善命令を行う場合には、予め営業許可を受けている者について、その営業

の施設が衛生法第 54 条の規定による施設基準に違反した場合は、改善指示票によりその改善を指導する。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 施設又は設備の改善命令は、別記様式第 6 号（施設又は設備の改善命令書）により行うものとする。

（衛生法に基づく検査命令）

第 17 検査命令を行うまでの間は、必要に応じて衛生法第 59 条に基づく販売の禁止等により、改善前の製品が販売されないよう措置をすること。

（準用）

第 18 この要領の規定は、衛生法第 68 条の場合について準用する。

2 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「営業以外の食品供与施設」という。）の食事の供給禁止命令又は食事の供給停止命令は、別記様式第 1 号の 2（食事の供給禁止・停止命令書）により行うものとする。

3 営業以外の食品供与施設の改善命令は、衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づく措置命令として別記様式第 6 号の 2（施設又は設備の改善命令書）により行うものとする。ただし、衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づく措置命令は、営業者が衛生法第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条若しくは第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反した場合又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合において、営業者に対し行う措置であることから、施設又は設備の改善がその違反を解消させるために必要な措置であるという場合に限られるものとする。

4 衛生法第 68 条の場合について準用する前 2 項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。

（表示法に基づく指示に係る措置命令）

第 19 保健所長は、表示法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかった場合には、食品関連事業者等に対し表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきことを命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。

2 命令は、マニュアルの別記様式 4 を参考に行うものとする。

（表示法に基づく回収等命令）

第 20 保健所長は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合には、食品関連事業者に対し、回収等を命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。

2 回収等命令は、マニュアルの別記様式 5 を参考に行うものとする。

3 回収等命令のうち、業務停止命令の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。

- (1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数
- (2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数
- (3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数
- (4) 従業員の教育、表示基準等の遵守に要する日数
- (5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数

(6) (1) から (5) に係る保健所による確認に要する日数

#### IV 雑 則

(違反食品等の転用等)

第 21 違反食品等の再製、転用、返品等の申し立ては、転用方法等について不良（不正）食品等処理要領の 7 の(3)の「申立書」（処理要領 様式第 5、6 号）により具体的に記述させるものとする。

2 保健所長は、当該措置の執行に当たって、必要に応じて食品衛生監視員を立ち合わせるものとする。

(行政処分 of 履行確認)

第 22 食品衛生監視員は、行政処分 of 履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。

(行政処分 of 解除)

第 23 営業の禁止及び措置命令 of 処分において、執行中にその目的が達せられ、命令 of 解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。

2 処分 of 解除は、別記様式第 7 号（解除命令書）を被処分者に交付して行うものとする。

(行政処分結果 of 記録)

第 24 食品衛生監視員は、行政処分に係る違反事実 of 概要、処分年月日、処分内容その他必要な事項を、記録し保存するものとする。

(その他必要な措置)

第 25 保健所長は、再発防止に要する期間が 1 日未満の場合、行政処分に代わって書面による行政指導とすることができる。この場合、保健所長は別記様式第 8 号（改善指導通知書）により改善を指導すること。

行政処分を行うまでに至らない違反事実については、速やかに別記様式第 9 号（始末書）を徴取すること。始末書には再び同様の違反を起こさせないようにするため、違反事実、違反の発生要因、再発防止に向けて行った措置等を記載させること。

(弁明 of 機会 of 付与)

第 26 保健所長は、行政処分をしようとする場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）又は長野市行政手続条例（平成 7 年長野市条例第 41 号。以下「行政手続条例」という。）に従い次の各項により行うものとする。ただし、公益上、緊急に行政処分をする必要がある場合又は意見陳述の手続きを行うことができない場合は、当該手続きを省略することができる。

(1) 弁明 of 機会 of 付与 of 方式

弁明は口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面の提出により行う。

(2) 弁明書による弁明

ア 別記様式第 10 号（弁明 of 機会 of 付与について（通知））は、原則として、被処分者となるべき者等に手交するものとする。

イ 弁明書は、保健所長に提出するものとする。

(3) 口頭による弁明

ア 開催 of 通知

第 26 の(2) of ア of 規定は、口頭による弁明 of 開催通知等について準用する。

イ 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めるときは、保健所長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。

ウ 弁明調書の提出

弁明録取者は、弁明調書を作成し、保健所長に提出する。

（聴聞）

第27 次の行政処分等をしようとする場合には、聴聞を行うものとする。

（1）衛生法第60条又は第61条の規定による許可の取り消し処分をしようとするとき

（2）その他の聴聞の手続きを執ることが相当であると保健所長が認めるとき

2 聴聞は、行政手続法、行政手続条例及び長野市聴聞規則（平成6年長野市規則第24号。以下「聴聞規則」という。）に従い、次により行う。

（1）聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、保健所総務課長とする。

（2）聴聞の開催通知

ア 食品生活衛生課長は、聴聞の主宰者と相談の上、被聴聞者に別記様式第11号（聴聞について（通知））を発出する。

イ 別記様式第11号（聴聞について（通知））は、原則として被処分者となるべき者又は代理人等に手交するものとする。

（3）関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するに当たり、処分事案関係職員の出席を求めるものとする。

（4）聴聞の運営

聴聞は、次の順序により行う。

ア 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第13条第1項第1号又は行政手続条例第13条に基づく聴聞を開催する旨を宣する。

イ 被聴聞者の確認

主宰者は、営業所等の所在地、名称、営業者等の住所及び氏名を確認する。

ウ 補佐人の確認

聴聞に当該被処分者となるべき者が出席せず、その補佐人が出席する場合は、主宰者は、聴聞規則第8条に規定する補佐人に係る書面を確認する。

エ 聴聞の趣旨説明

主宰者は、被聴聞者又は補佐人（以下「被聴聞者等」という。）に、当該聴聞が処分にあたって、当該被処分者となるべき者に有利となる弁明を与える機会である旨を告げる。

オ 違反事実の確認

主宰者又は主宰者の指名する職員は、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被聴聞者等に説明し、違反事実と相違ないか被聴聞者等に確認する。

カ 参考事項の聴取

主宰者は、違反事実に対する間接的要件、情状等、参考となる弁明を聴取し、証拠書類等の提出を求めることができる。

キ 閉会

主宰者は、当事者の弁明が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

ク 聴聞調書

主宰者は、長野市聴聞規則第 15 条に規定する聴聞調書を作成し、保健所長に提出する。

(告発)

第 28 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ、違反内容が悪質で罰則の必要があると認めたときは、営業者及び法人にあってはその役員又はその使用人を告発するものとする。

2 告発の手続

保健所長は、最寄りの所轄警察署長の指示を受け、告発通知書及び告発書を作成の上、次の事項に係る関係書類を添えて、同署長あて提出するものとする。

(1) 違反事実に係る経過等

被処分者となるべき者の住所、氏名、生年月日、業の種別、違反事実、違反の動機、発生日、発生場所及び違反発見後において事犯に対して取った措置等を詳述し、責任の帰属する点を明らかにすること。

(2) その他の証拠書類

現場写真(台紙に貼り、撮影年月日、撮影者氏名を明記のこと。)、食品衛生監視指示票、命令書等の写し、始末書、その他の証拠となる書類及び物件等違反事実を十分確認できるものを整備すること。

附 則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本要領施行日以前に確認された違反については適用しない。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第 123 号)附則第 2 条により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に対しては、令和 3 年 6 月 1 日施行の食品衛生法(以下「新法」という。)で新設された営業届出制度(新法第 57 条)及び食品等自主回収届出制度(新法第 58 条)を除き、改正前の食品衛生関係行政処分等事務処理要領を適用し、令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法の条番号に読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和 6 年 3 月 6 日から施行する。